

## 佐倉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢(しょう)血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、ドナー及び勤務事業所に対して佐倉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則(平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドナー 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了したもの又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止されたもの(以下「中止者」という。)をいう。
- (2) 勤務事業所 ドナーが勤務し、骨髄等の提供に必要な検査入院等のために取得する特別休暇(以下「ドナー休暇」という。)の取得を認めた国内の事業所(個人事業主、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。)をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象者(以下「助成対象者」という。)は、ドナー及び勤務事業所であって、他の地方公共団体から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書及び規則第13条に定める補助事業等の成果を記載した報告書は、助成金交付申請書兼実績報告書(ドナー用)(別記様式第1号)又は助成金交付申請書兼実績報告書(事業所用)(別記様式第2号)とする。

2 ドナーが助成金交付申請書兼実績報告書(ドナー用)を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書等の当該申請者の住所を証明する書類
- (2) 骨髄バンクが発行する、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の写し又は最終同意を行った後に提供が中止されたことを証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 勤務事業所が助成金交付申請書兼実績報告書(事業所用)を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に規則第3条第1項の規定によるドナーからの申請があった場合は、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を省

略することができる。

- (1) 住民票記載事項証明書等のドナーの住所を証明する書類
- (2) 登記事項証明書等の勤務事業所の所在を証明する書類
- (3) ドナーとの雇用関係を証明する書類
- (4) 骨髄バンクが発行する、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の写し又は最終同意を行った後に提供が中止されたことを証明する書類の写し
- (5) ドナーがドナー休暇を取得した日数を証明する書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

4 助成金の交付を受けようとするドナー及び勤務事業所は、ドナーとなった者の骨髄等の提供が完了した日の翌日から起算して1年以内（中止者にあつては中止した日の翌日から起算して1年以内）に助成金の交付の申請をしなければならない。

（交付の決定）

第6条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、助成金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

（交付の請求）

第7条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、助成金交付請求書（別記様式第4号）とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月30日決裁29佐健第1312号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に行った骨髄等の提供について適用する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、

決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年8月7日決裁佐健第432号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

骨髄等の提供のための 通院等の内容	助成金の額	
	ドナー	勤務事業所
確認検査及び最終同意のための面談	1日につき 2万円	1日につき 1万円
健康診断又は自己血採血等のための通院又は入院		
骨髄等の採取のための通院又は入院		
骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院		

備考 助成金を支給する日数は、通算7日を上限とする。

別記

様式第1号（第5条関係）

助成金交付申請書兼実績報告書（ドナー用）

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話 \_\_\_\_\_

佐倉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり佐倉市補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により申請するとともに、同規則第13条の規定により報告します。

ド ナ ー	フリガナ		生年 月日	年 月 日生
	氏名			
	住所 ※骨髄等提供日 時点の住所 (中止した場合は中 止日時点の住所)	(日中に連絡をとることができる電話番号) 電話 ( )		
	骨髄等移植 年月日 (中止した場合は中 止年月日)	年 月 日		
	対象期間	年 月 日 から 年 月 日まで ( 日分)		
	勤務 事業所名			

私は、他の地方公共団体により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者であることを誓約します。

添付書類

- (1) 住民票記載事項証明書等の申請者の住所を証明する書類
- (2) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の写し又は最終同意を行った後に提供が中止されたことを証明する書類の写し
- (3) その他 ( )

様式第2号(第5条関係)

助成金交付申請書兼実績報告書(事業所用)

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

佐倉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり佐倉市補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により申請するとともに、同規則第13条の規定により報告します。

対象ドナーの氏名	
対象ドナーの生年月日	年 月 日生
骨髄等移植年月日 (中止者の場合は中止年月日)	年 月 日
対象期間	年 月 日 から 年 月 日まで (上記のうち、ドナー休暇の日数： 日)

添付書類

- (1) 住民票記載事項証明書等のドナーの住所を証明する書類
  - (2) 登記事項証明書等の事業所の所在を証明する書類
  - (3) ドナーとの雇用関係を証明する書類
  - (4) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の写し又は最終同意を行った後に提供が中止されたことを証明する書類の写し
  - (5) ドナーがドナー休暇を取得した日数を証明する書類
  - (6) その他 ( )
- ※(1)及び(4)については、ドナーの申請により既に提出されている場合は、省略することができます。

様式第3号（第6条関係）

助成金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
申請者  
氏名（団体名及び代表者名） 様

佐倉市長 印

年 月 日付けで申請があった佐倉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付について、次のとおり（交付しないことに）決定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第6条第1項及び第14条の規定により通知します。

氏名又は事業所名	
住 所	
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件 又 不 交 付 の 理 由	

様式第4号(第7条関係)

助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

請求者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は  
事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で決定があった佐倉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

振込先口座

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所	預金種別	口座番号
			普通 当座	
口座名義 (カナ)				